

# 公益財団法人栃木県スポーツ協会スポーツ顕彰規程

## (目 的)

第1条 公益財団法人栃木県スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）は、定款第4条の規定に基づき、スポーツ協会加盟団体に所属するものについて、本県体育スポーツの振興に貢献し、その功績顕著なもの及びスポーツ界で優秀な成績をおさめ、県民の模範としてふさわしいものに対しその榮譽を讃え、もって本県スポーツの振興及び競技力の向上並びに志気の高揚を図ることを目的に表彰等に関する必要事項を定める。

## (表彰等の名称及び種類)

第2条 本規程で定める表彰等は次のとおりとする。

- (1) スポーツ功労賞
- (2) スポーツ優良団体賞
- (3) スポーツ優秀選手賞
- (4) 船田スポーツ賞
- (5) 国民体育大会優秀団体・監督・選手感謝状

## (表彰等の基準)

第3条 各表彰等の基準は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ功労賞
  - ア 地域職域等において、指導者として永年にわたってスポーツの普及・発展に貢献した者
  - イ 加盟団体等の役員・指導者として振興・発展に貢献した者
- (2) スポーツ優良団体賞  
地域社会・職場職域等において、永年にわたってスポーツの普及・振興に貢献した団体
- (3) スポーツ優秀選手賞  
国際大会に出場及び日本選手権大会で優勝並びに国際大会で優秀な成績を残した選手又はチーム及びチームの一員として参加した選手
- (4) 船田スポーツ賞  
若手指導者として本県スポーツの競技力の向上に貢献した者
- (5) 国民体育大会優秀団体・監督・選手感謝状  
国民体育大会において優秀な成績を残した団体及び個人

## (表彰者等の推薦)

第4条 スポーツ協会加盟団体の長は、前条第1号から第3号に該当すると認めたものについて、推薦書（別紙様式）を指定された期日までに理事長あて提出するものとする。

2 前条第4号及び優れた成績又は功績を残し表彰するにふさわしいと認められるものは理事長が推薦できるものとする。

## ス ポ ー ツ 功 労 賞 推 薦 基 準

### (趣 旨)

第1条 この基準は、公益財団法人栃木県スポーツ協会スポーツ顕彰規程（以下「規程」という。）第2条第1号に定める表彰について必要な事項を定めるものとする。

### (推薦基準)

第2条 スポーツ功労賞の推薦基準は次のとおりとする。

- (1) 地域職域等のスポーツ指導者として、10年以上の実績を有し、スポーツの普及・振興に著しい功績が認められる者
  - (2) 加盟団体等の役員として10年以上の活動歴があり、地域又は団体等の振興・発展に著しい功績が認められる者
  - (3) 前(1),(2)に該当する者は、原則として60歳以上の者
  - (4) 国際大会で優秀な成績を収めた選手等を育成した指導者
  - (5) 国際大会に3回以上又は全国規模の大会に選手・監督として10回以上出場した者
  - (6) 過去に叙位叙勲又は本賞と同趣旨の県・国の表彰を受けていない者
  - (7) 過去に本協会の船田スポーツ賞を受賞したことがある者は、原則として受賞後3年以上経過している者
- 2 当該年度における加盟団体からの推薦は原則として1名以内とする。

### (表彰の制限)

第3条 本表彰の授与は1人原則1回限りとする。

- 2 本表彰は、おおむね年間5名を選考し行うものとする。

### 附 則

- 1 この基準は、協会が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この基準は、令和2(2020)年4月1日から施行する。(名称変更)

## ス ポ ー ツ 優 良 団 体 賞 推 薦 基 準

### (趣 旨)

第1条 この基準は、公益財団法人栃木県スポーツ協会スポーツ顕彰規程（以下「規程」という。）第2条第2号に定める表彰について必要な事項を定めるものとする。

### (団体等の区分)

第2条 スポーツ優良団体賞は、スポーツクラブ、スポーツクラブ以外の団体に区分し、それぞれ次のとおりとする。

- (1) スポーツクラブ  
スポーツの愛好者が集い、集団として実際に活動を継続して行っている活動体をいう。
- (2) スポーツクラブ以外の団体  
複数のスポーツクラブやスポーツ愛好者を組織化した統括的な団体をいう。

### (推薦基準)

第3条 前条各号の推薦基準は、次の条件を満たすものとする。

- (1) スポーツクラブ
  - ア 設立後、少なくとも5年以上を経過している地域・職域等のスポーツクラブ（サークルを含む）であること。
  - イ 会員数が10名以上で構成され、活動が定期的、計画的、組織的に行われ、実績が年々向上していると認められること。
  - ウ クラブの活動が地域又は職域のスポーツ振興に貢献し、他のスポーツクラブの範としてふさわしいと認められるもの。
- (2) スポーツクラブ以外の団体
  - ア 設立後、少なくとも5年以上を経過している地域・職域の団体であること。
  - イ 組織的に活動を行っていること。
  - ウ 当該団体の活動が地域又は職域の健康・体力増進に貢献していると認められること。

### (推薦の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は推薦から除くものとする。

- (1) 過去に県・国から本賞と同趣旨の表彰を受けた団体
  - (2) 少年を対象とするスポーツ団体
- 2 当該年度における加盟団体からの推薦は1クラブ又は1団体とする。

### (表彰の制限)

第5条 本表彰の授与は1クラブ又は1団体に対し、原則1回限りとする。

- 2 本表彰は、おおむね年間5以内のクラブ又は団体を選考し行うものとする。

### 附 則

- 1 この基準は、協会が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この基準は、令和2(2020)年4月1日から施行する。(名称変更)

《記入上の注意》

- 1 楷書で御記入ください。
- 2 推薦理由は箇条書きで御記入ください。
- 3 大会名は正式大会名を御記入ください。
- 4 氏名は確認のうえ、正しい氏名を御記入ください。

(例) 齊藤 → 斎、齊、齋

山崎 → 崎

高田 → 高

渡辺 → 邊、邊

## 公益財団法人栃木県スポーツ協会スポーツ顕彰規程に係る用語の説明

### 1 公益財団法人栃木県スポーツ協会スポーツ顕彰規程関係

- ・ スポーツ協会加盟団体に所属するもの：過去に所属したものを含む。
- ・ 国際大会：一般を対象とした大会でオリンピック大会、アジア競技大会、オリンピック大会又は各競技の国際選手権大会等の国際大会への出場権を獲得するためのアジア地域等で開催される予選大会以上の規模を有する大会をいう。  
(ユニバシアード大会も国際大会に含まれるものとする。)
- ・ 日本選手権大会：県スポーツ協会に加盟する競技団体の選手等が参加する大会の中で、日本国内で最も権威のある選手権大会をいう。

### 2 公益財団法人栃木県スポーツ協会スポーツ功労賞推薦基準関係

- ・ 国際大会：公益財団法人栃木県スポーツ協会スポーツ顕彰規程に準ずる。
- ・ 全国規模の大会：各競技大会の中で最も権威のある選手権大会及びこれに準ずる大会。
- ・ 優秀な成績：国際大会で3位入賞又は準決勝に進出した者（種目別を含む）。
- ・ 著しい功績：永年にわたり競技選手の育成指導を行った者、本協会に加盟する団体等の運営活動を通じて、団体の発展に貢献するとともに地域へのスポーツ普及又は競技の普及発展に貢献した者。
- ・ 本賞と同趣旨の県・国の表彰：褒章（紅・緑・黄・紫・藍・紺）受賞の場合、推薦基準第2条第6項の文言に抵触しない。

### 3 公益財団法人栃木県スポーツ協会スポーツ優良団体賞推薦基準関係

- ・ スポーツクラブ：スポーツ愛好者が集い、集団としてスポーツ活動を継続して行っている活動体をいい、栃木県スポーツ協会に加盟する団体に登録あるいは加盟し、地域職域等で特定の競技を中心に定期的に練習や指導等を行い、技術向上及び競技の普及発展を図っているものをいう。
- ・ スポーツクラブ以外の団体：複数のスポーツクラブやスポーツ愛好者を組織化した統括的な上部団体（組織体）をいい、栃木県スポーツ協会に加盟する団体に登録あるいは加盟し、地域職域等においてスポーツの普及発展及び啓蒙活動を図っているものをいう。

### 4 公益財団法人栃木県スポーツ協会スポーツ優秀選手賞推薦基準関係

- ・ 国際大会：公益財団法人栃木県スポーツ協会スポーツ顕彰規程に準ずる。
- ・ 日本選手権大会：公益財団法人栃木県スポーツ協会スポーツ顕彰規程に準ずる。
- ・ オリンピック等の国際大会：「国際大会の条件」第3条に該当する大会

### 5 公益財団法人栃木県スポーツ協会船田スポーツ賞推薦基準関係

- ・ 国際的・全国的：スポーツ優秀賞に該当しない国際大会や全日本大会を含むが、自由参加できる大会は原則として除く。実業団、高校生、中学生、小学生（スポ少等）の大会を含む。
- ・ 若手指導者：将来、中堅指導者として活躍が期待できる者をいう。